

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室）

項 目 名	福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	【現行制度の概要】 令和8年3月31日までに、福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定風評被害※ ¹ がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動※ ² （以下「特定事業活動」という。）を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。 ※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）第7条第5項第3号） ※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（福島特措法第74条第1項）											
	（1）機械等に係る特別償却等※ ³											
	<table><tr><td>対象資産</td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>機械・装置、器具・備品</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>			対象資産	特別償却	税額控除	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%	建物・構築物	25%	8%
	対象資産	特別償却	税額控除									
	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%									
	建物・構築物	25%	8%									
	※3 特別償却と税額控除は選択適用。											
	（2）特定被災雇用者等※ ⁴ を雇用した場合の税額控除 福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除できる。 ※4 平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者。											
	（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。											
	【要望の内容】 本特例措置の適用期限を3年間延長する。											
【関係条文】 福島特措法 第74条～第75条の5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第10条の2第1項第2号、第10条の3の2第1項第2号、 第17条の2の2第1項第2号、第17条の3の2第1項第2号												
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>▲247</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（－</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（－</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	▲247	百万円	（制度自体の減収額）	（－	百万円）	（改正増減収額）	（－	百万円）	
平年度の減収見込額	▲247	百万円										
（制度自体の減収額）	（－	百万円）										
（改正増減収額）	（－	百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 福島県においては、農林水産業や観光業等への風評被害がいまだ根強く残る状況。特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、農林水産物及びその加工品の販売等や県内への観光誘客の促進につなげ、原子力災害からの産業の復興及び再生を図る。 (2) 施策の必要性 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は 6.2%（令和 7 年 1 月）となっており、東北 6 県の産品の購入をためらう人の割合（2.3%（同））と比較すると、依然として高い割合で推移している※⁵。また、福島県産品と全国平均の価格差についても、依然として震災前の水準に戻っていない品目（牛肉：全国平均との価格差▲4.3%（平成 22 年度）→同▲9.3%（令和 6 年度）、桃：同▲5.9%（平成 22 年度）→同▲11.6%（令和 6 年度））がある※⁶。 加えて、観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数について、福島県の震災前（平成 22 年）と比較した令和 6 年の伸び率は、全国の水準を大きく下回る（福島県 71%、全国：148%）※⁷など、農林水産業や観光業等においては、風評被害がいまだ根強く残る状況。 引き続き福島県内において農林水産業や観光業等への風評被害に対応するため、本特例措置の 3 年間延長を要望する。 ※ 5 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 18 回）」（令和 7 年 3 月消費者庁取りまとめ） ※ 6 「風評の影響の払拭に向けた農林水産省の取組について」（令和 7 年 4 月農林水産省取りまとめ） ※ 7 宿泊旅行統計調査「観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数」における各年結果の平成 22 年結果比
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■東日本大震災 復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 4 日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等（交流・関係人口の拡大、観光の振興） ・ 観光については、福島県は「自然、気候、文化、食」といった魅力ある観光資源を有しており、また、「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうことにより交流人口の拡大のみならず風評の払拭にもつながる効果も期待できる。しかしながら、訪日外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、持続的な観光を推し進めるため、課題を分析し、復興を軸とした観光振興策を戦略的に推進する。 ⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り

		組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。 ■経済産業省の政策体系 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展								
	政策の達成目標	福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等								
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。								
	政策目標の達成状況	令和6年度までの福島特措法第75条の2に基づく指定の件数は17件								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>令和8年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>計</td><td>12件</td></tr></table> ※令和3～6年度の指定件数より推計	令和8年度	4件	令和9年度	4件	令和10年度	4件	計	12件
	令和8年度	4件								
令和9年度	4件									
令和10年度	4件									
計	12件									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、特定事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-								
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、福島県内にいまだ残る風評被害を受ける農林水産業及び観光業等に係る事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。								

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○令和3～6年度の実績（指定件数）	
		令和3年度	6件
		令和4年度	2件
		令和5年度	4件
		令和6年度	5件
		計	17件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、指定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。	
	前回要望時の達成目標	-	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-	
これまでの要望経緯		令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設